

外国人住民との共生社会の実現に向けた指定都市市長会要請

全国の外国人住民は年々増加し、2024年6月末の外国人住民数は約359万人を超えて過去最高を更新し、2066年には、総人口の10%に達するとも推計されている。

また、人材不足が深刻化し、外国人住民が日本の経済社会におけるサービス提供等の担い手として期待されるなかで、国においては、特定技能制度について受入れ見込数の大幅拡大と対象分野の追加等が行われたほか、従来の「技能実習制度」から、人材確保を主眼とする「育成就労制度」への抜本的な方針転換などを進めている。

入国後の外国人住民への支援は、ボランティアや地方自治体等の地域にほぼ委ねられ、国の支援は間接的かつ限定的であるのが実情であるが、育成就労制度への転換及び特定技能制度の拡充により、更なる外国人住民の増加、在留期間の長期化が見込まれるため、これまでの生活相談支援や地域における日本語教育に加え、体系的な日本語学習プログラムの編成・提供、帯同家族の生活支援や日本語教育、高校進学に係る支援と卒業後の就労支援など、本人や家族の長期滞在を前提に、地域と共に円滑に生活を営むことができるようにするための施策の重要性が一層高まっている。とりわけ、多くの外国人住民が生活する指定都市においては、各行政分野において様々な課題が顕在化してきており、これらに的確に対応するためには、国、地方自治体、民間支援団体等といった各主体の適切な役割分担を明確にしたうえで、限られた資源を活用しながら、外国人が入国する段階から外国人住民数の変化や在留期間の長期化に応じた対策を十分にできるようにし、社会全体で対応していく必要がある。

特に、相談支援については、外国人住民からの相談件数は増加、複雑化し、多言語対応も一層困難になってきており、指定都市においても地域の実情に応じて創意工夫を凝らした各種施策に取り組んでいるが、一元的相談窓口に係る外国人受入環境整備交付金は、外国人住民5,000人以上の自治体の上限額を一律に設定するなど、1市平均40,000人以上の外国人住民を抱える指定都市の規模やニーズに見合ったものとは言い難いうえ、令和7年度事業においては、1日あたりの相談件数に応じた人件費に係る交付限度額が設定され、交付金額が実質的に縮小されており、急激に増加する外国人住民への相談体制を一層強化していくべき状況に逆行するものと言わざるを得ない。

また、日本語学習支援について、学校においては、外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加し続けていることから、一定期間、集中的に日本語指導等を行うプレクラスも含む児童生徒の受入れからの初期指導体制とともに、切れ目のない支援体制を強化する必要がある。さらに、学齢超過者への日本語の学習機会や指導の枠組みについて、特に、在留資格が「家族滞在」である生徒が、将来、在留資格を喪失して不安定な身分となることなく、かつ、経済的に自立した生活を送るためには、就労制限のない在留資格「定住者」を取得することが重要なところ、その要件である高校卒業等に必要な学習言語としての日本語の教育については、民間支援団体等による外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等が全国的にも少なく、人材も不足しているが、国による支援制度がない。

地域日本語教育は、ともに暮らす住民同士の相互交流の場となる一方、日本語教室等のボランティアを中心に支えられており、教育人材の高齢化や次世代の担い手不足が喫緊の課題であるほか、会場の確保にも課題があることから、これまでのボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度づくりが必要である。

さらに、今後も増加が見込まれる就労目的の在留者については、雇用先の企業が、

一層、積極的に日本語能力の向上に取り組んでいくことが求められるが、たとえば、令和9年度に施行予定の育成就労制度は、主務省庁によれば、日本語教育の主体として、認定日本語教育機関（就労課程）を想定しているにもかかわらず、現時点で、就労課程を認可された認定日本語教育機関はごく僅かであり、今後、大幅な増加が見込まれる育成就労、特定技能に係る在留資格者への日本語教育体制の構築が危ぶまれる。

これらの分野以外においても、指定都市においては、外国人住民が地域と共に過ごす日常生活を身近で支える基礎自治体としての役割を果たすため、共生社会の実現に向けた施策に全力で取り組んでいるところであるが、日本人住民と外国人住民が、ともに安全・安心に暮らせる社会を実現するためには、国が主体となって、外国人住民が、同じ地域社会の構成員としての責任を果たすことを促す政策についても、議論していくことが重要である。

については、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

- 1 外国人住民への生活支援策については、国の責任で対応すべきものであることを踏まえ、行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする内閣府に政策を統括推進する司令塔を設置するとともに、国、地方自治体、民間支援団体等を含む各主体との適切な役割分担により、強力に推進していくこと。
- 2 外国人受入環境整備交付金について、急激に増加する外国人住民に合わせて、また、指定都市の規模やニーズに見合うよう、交付率及び上限額を引き上げ、対象事業を拡大するとともに、必要となる十分な財源を確保し、安定的、継続的な財政支援を講ずること。
- 3 日本語学習支援について、義務教育課程におけるプレクラスの設置・運営経費への財政措置を講ずるとともに、日本語指導のための専門職員の配置に係る財政支援を講ずるなど日本語教育体制を強化すること。また、高校進学・卒業に必要な日本語能力を習得できるよう、民間支援団体等に対する外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等の設置・運営経費に係る補助制度を創設すること。
- 4 地域日本語教育について、ボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度設計を行うこと。また、人材や場所を含む体制構築・運営に要する経費については、国の責任において更なる財政措置を講ずること。さらに、就労目的の在留資格者について、現状においても、日本語教育の深刻な担い手不足が危惧されることを踏まえ、実効性のある日本語教育カリキュラムと体制を国主導により早期かつ確実に構築すること。
- 5 地域社会の構成員として活躍できるよう、帯同家族を含む長期滞在者に対して入国前後に日本語や日本の文化・社会制度を教育する機会を拡充するとともに、それらの理解度などを入国時や在留資格更新時に確認し、習得を促す仕組みを創設すること。

令和7年8月4日
指定都市市長会